大分県エコエネルギー導入支援事業実施要領

（趣旨・目的）

第１条　大分県エコエネルギー導入支援事業（以下「本事業」という。）は、大分県エネルギー産業企業会（以下「企業会」という。）会員等が行う自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入を支援することにより、原油・原材料等の価格高騰の影響を受けている会員等の負担軽減を図るとともにエコエネルギーの導入を促進することを目的として実施する。

（事業の内容）

第２条　本事業の内容は、別表に掲げる自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入とする。

２　本事業の補助対象経費及び補助率等は、別表２に掲げるとおりとする。

３　本事業の事業実施主体及び実施期間は、別表３に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第３条　事業実施主体は、事業を実施するときは、大分県エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第４条に基づき、企業会の会長（以下「会長」という。）に交付申請書を提出するものとする。

（事業の運営）

第４条　事業実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

（事業の指導）

第５条　会長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体を支援・指導するものとする。

（助成措置）

第６条　会長は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を補助するものとする。

（事業実施主体の責任）

第７条　事業実施主体は、申請する事業の実施及び経理の執行に一切の責任を持ち、仮に中止した場合でも、すべての精算が終了するまでは、責任をもって対処するものとする。

（実績報告）

第８条　事業実施主体は、事業が終了したときは、大分県エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第１０条に基づき、会長に実績報告書を提出するものとする。

（成果の発表）

第９条　事業実施主体は、事業の成果の発表に努めるものとする。

２　会長は、事業実施主体に対し、事業に基づき取得した成果の利用について指示することができるものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附　則　この要領は、令和４年１０月１１日から施行する。

附　則　この要領は、令和４年度大分県エコエネルギー導入支援事業費補助金（第２次募集）から適

用する。

別表（第２条関係）

|  |
| --- |
| 設備名 |
| ①太陽光発電  ②風力発電  （上記①～②の設備は下記⑥または⑦との組み合わせが必須）  ③バイオマス発電  ④中小水力発電  ⑤地熱（温泉熱）発電  ⑥蓄電池（上記①～⑤により発電した電力を蓄電するものに限る）  ⑦水電解装置及び水素タンク  （上記①～⑤により発電した電力で水電解するものに限る）  ⑧ガスコージェネレーション |

※事業所単位での申請は可能、可搬式蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車は対象外

※⑥と⑦のみの導入は対象外

別表２（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費　目 | 内　容 | 対象外 | 補助率  補助上限額・下限額 |
| 設計費 | 対象設備等の設置に係る設計に要する経費 |  | 補助率  ３／４  補助上限額  １,０００万円  補助下限額  １００万円 |
| 設備費 | 対象設備等の購入、製造等に要する経費 | 土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等 |
| 工事費 | 補助事業の実施に必要な配電、配管等の工事に要する経費 | 建屋の建設及び改造費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地等 |

※消費税及び地方消費税は対象外

別表３（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体 | 企業会の会員のうち、大分県内に事業所を置く中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体。  または、大分県内に事業所を置く常時使用する従業員の数が３００人以下の医療法人・社会福祉法人・学校法人、常時使用する従業員の数が１００人以下の商工会・県商工会連合会及び商工会議所、その主たる業種について中小企業基本法第２条各号に掲げる従業員規模以下の特別な法律によって設立された組合又はその連合会・財団法人（一般･公益）・社団法人（一般･公益）・特定非営利活動法人。  （ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、または、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法第３条第１項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）を営む者を除く。） |
| 実施期間 | 交付決定日から令和６年２月２９日までの間 |